

近世  
美談  
大川仁政錄

第肆輯

伍

へ13

3348

5

門へ13  
3348  
5

世美談 大川仁政録庫輯卷之五

松亭主人著

大川侯友之進と紀明話

小人閑居して不善を為す至る處あり又曰情を以て者へ其  
辭を盡し事を得ると宜ある哉其後程過て大川侯の双方呼  
出されたるふ行山友之進并家主平兵衛益賊伊平喜八女房  
於棋つづきも白洲又出て蹲大川侯友之進は此於棋更は足  
下郎は召遣有るふやと問はせしむれは友之進仰の通小候と  
對ふ大川侯の夫喜八の難儀と聞て暇を願ひ乞ふ何ゆゑは暇を  
遣はさるやと問きて友之進先日暇と出候と答はれば平

大正十年八月廿九日  
本大學出版部贈

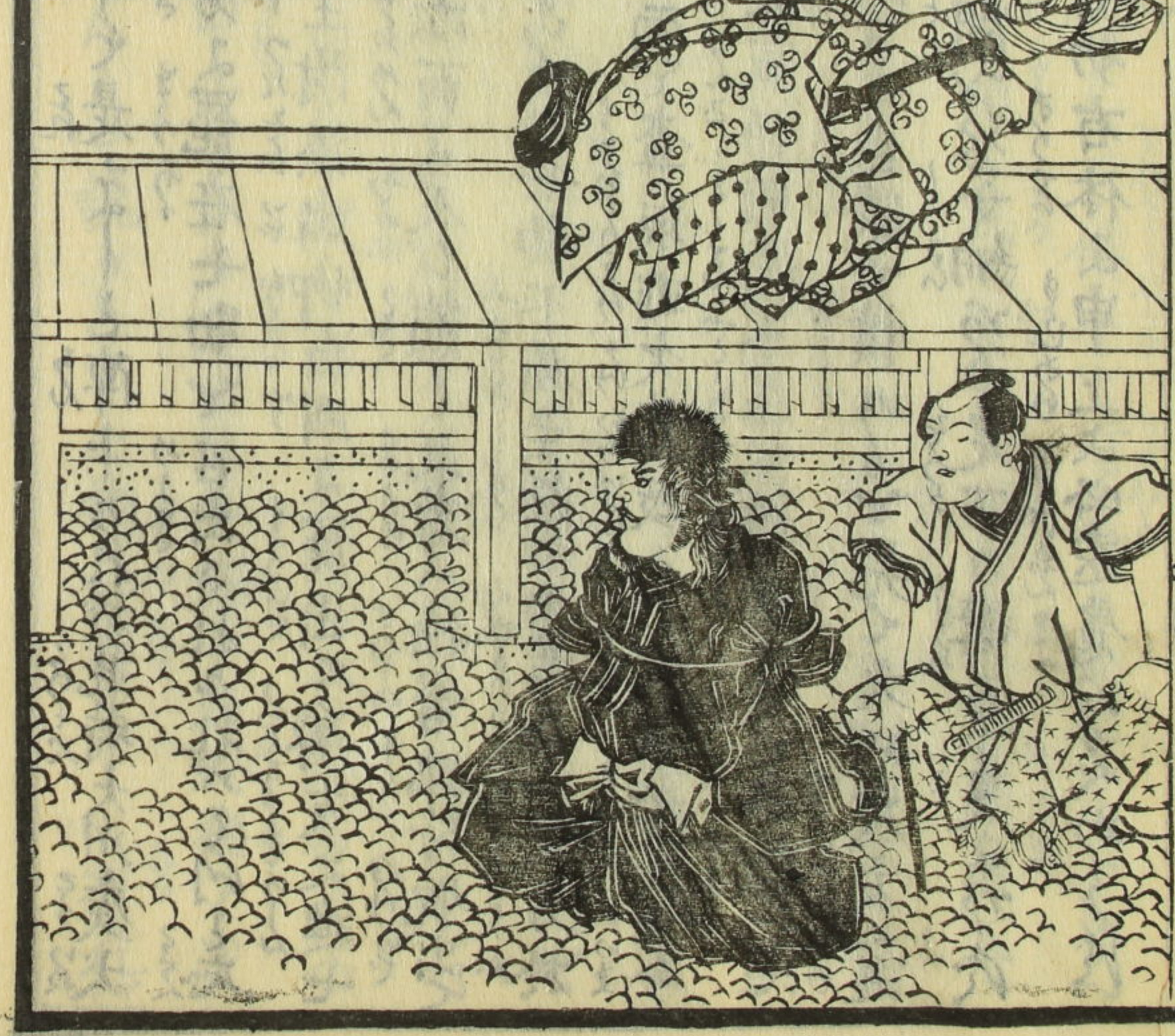
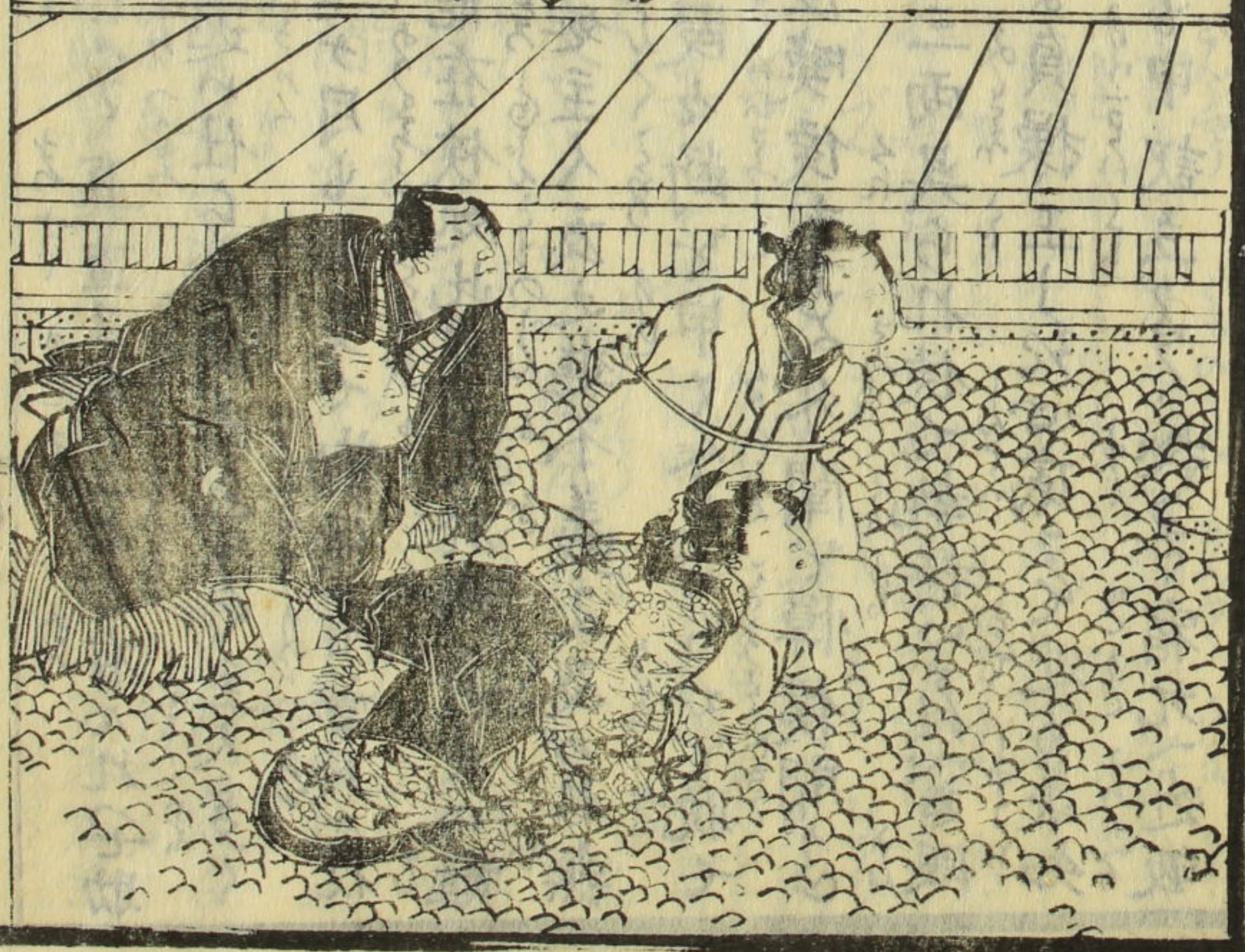
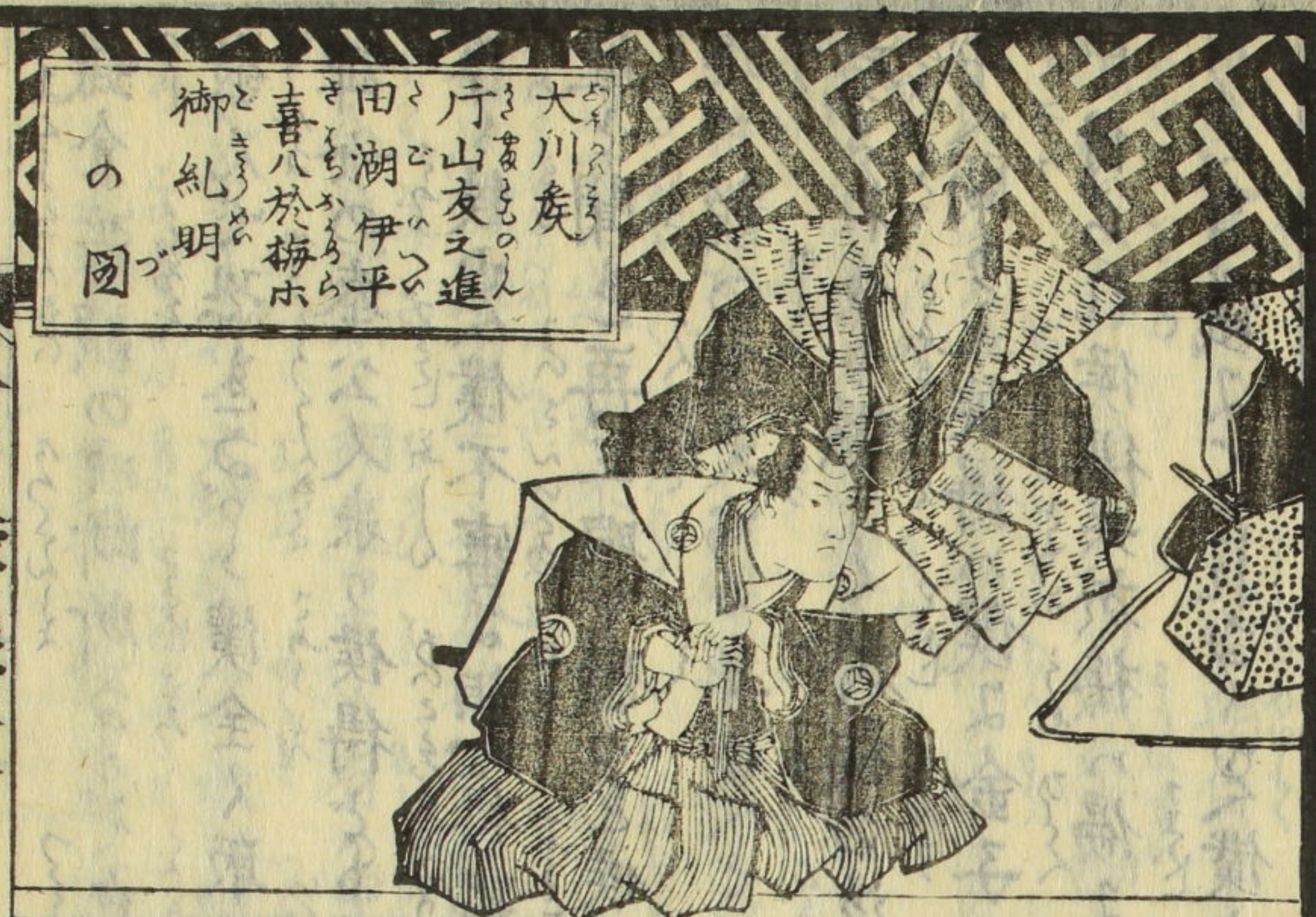
兵工聞も厭ど成程此れど於梅と私方へ御預の間委く兼り候  
 処友之進様於梅と唯御暇と遣はさうと斗つて一向は御暇  
 と下されず難儀仕候ゆへ扱ひ恐るが駕訴を以此始末のは  
 と兼り罷在候と聞召て大川彦友之進と對せらるる於梅儀  
 夫喜八入牢と難儀の趣と兼るを以暇と願如何の巨細有て  
 速又暇と遣されど誣て田の置まざる心得と此儀ふ於て  
 ハ何角子細の訳りる事と態と心なり氣又仰せられ  
 くれぬ友之進申陣どくく都て奉公人より主人又暇を願時  
 ハ人代と以て願われ本意する支さるる人代とあて主人方  
 又あて手支不自由あれば人代さうて暇と出申すと

りりなれば大川彦の仰るハ何と申さう哉暇と  
 出されどといふ唇の乾くはる人代ある中へ暇出申さるる  
 前後揃つて殊は夫の難儀とちまへ人代と尋るふいとの有  
 べるや夫は足下の氣強といふので愛憐のされ致され方  
 するばや夫の難儀とちまへは假令不自由成とも暇と出  
 遣はさるるが人の愛情憐愍といふものなり其儀さく無理  
 は押苗らるるは於ハ何角子細のちまへさきさう又存ざるハ如何  
 必は故障さうてハ叶はる義ありと仰なれば友之進憤怒氣  
 色て小身は侍さども不倭も管領の扶持と頂戴有て殊は公  
 役とも勢る身分人の理非とも糺さるる役さう然又何の子細

のりぐきや叔ハ大川殿ハ不倭斗と行落し又仕入ある  
 と云も敢ど大川侯成丈高又成丈大又怒り依怙具頭肩寸  
 るとは慮外千万此於梅を召抱へらる砌何者親判と致し詰  
 人ハ何り判と致て口入ハ何方の何者ぞと問きて友之進其  
 儀ハ則夫喜ハうと聞召て大川侯の重て喜ハハ火附盗賊又  
 相違と一と不倭方へ添翰と以足下より送越と一と公役と  
 も勢むる身分と一と程明白なる科人の妻と其まゝ召遣ハ  
 るハ何れハの儀ぞ願へども暇と出さるべきが本意ありこの  
 内ハ何角子細有んと申さるる定め美媚と死於梅と又  
 足下不義密通と及んと口説くとは相違有まどと有る

友之進答てさう義決て是なりと陣トられ此時大川侯大  
 懸ヶ谷忠兵衛八兵衛方又罷在七助と召出されければ  
 七助仲間七助町役店主附添出御白洲又罷出て隣友之進七  
 助の顔と見ると赤面と及び態と此者ハ拙者郎と脱出  
 金取逃の者くとくんとるありや七助不届至極の曲者叔ハ其方於  
 梅と密通と及び金子三兩と奪取逃欠落致さる疾さ者哉唯今  
 此処へ出来り何と云ふべし言語同断不届奴何事と云れ謔  
 見よ已手ハ見せぬと云ふと白眼で憤々として見て大川侯友之進  
 ハ對下郎ハ拙者が尋問べし子細より足下の構る事と云  
 勿言召まて推へて奈何七助有体又申上よ必遠慮せざるべ

大川 彦  
 山友之進  
 田湖 伊平  
 喜八 於梅  
 御 紀明  
 の 図



大川 彦  
 山友之進  
 田湖 伊平  
 喜八 於梅  
 御 紀明  
 の 図

鎌倉管領の決断所なりと色々真直申上よと有れ宅助  
敬んで恐るる僕全く取逃仕らば候おとまご主人多く  
婢女の奉公人来り候得とも一ヶ月も無支や勤侯者曾以これ  
う候ゆ僕不審は相心得罷在候処此度も又於梅義夫の難  
澁と聞き再三暇を願ふ候処主人友之進不義及ぶれ無  
理口説の上夫ら身ゆへと段々断を申さるも口で脱て  
威され余り騒々於梅の泣喚候度外聞て憚僕聞  
中へ開り止候得ば僕も金子三兩呉られ候て執持つべき段  
申付られ候得共於梅へ偏は負操正し心底く迎も兼知  
るべき儀にてこれより僕も申訳立ごとく扱ひ宿元へ参皈

候外覺これなりと度々明白言上ゆ友之進も面目を失ひ差  
俯向て一言も大川度委細に聞し召友之進と吃と睨めて申  
されり足下唯今何と申され哉管領の御扶持頂戴を以  
公役も勢人の理非も糺す身分なりと云る身が真の火附  
盗賊ハ渠奴らと伊平と捕へ喜ハと捕へ能吟味も遂に添書  
と以某へ送り越不倭す又落度とて世不調法及ぶる段  
甚以残念の至り全於梅と口説隨うが為の前行と疑処り足下  
唯今此一条は相違の度有へ申聞を尤く様の不念の教め  
うとてこれ大切な役裁と勢る者の所行なりと云る如何是  
於此越前が執拗決断は依怙員肩なりや如何慮外千万不届至

極斯のどれ不可存の行状と公役の勢るるや不埒千万空舎  
申付るちりと吃と申付られれば有司衆心得帶釵とり取掾  
より下へ引下され直は縄縛又つまみられろぞ泰辱き外の者共い  
追々呼出とべしと七助於梅の兩人只今追通り家主へ御預は  
て友之進喜ハ伊平へ牢舎へ入るる

友之進伊平仕置の話

明へ以暗室を照し理へ以人の心と照とて理するの友之進  
巧言と以己が非と覆さんとれども賢明の大川族は心中と見  
透され公役と勢る身も善い悪又負る度や邪へ正なる  
度なり罪は伏し入牢は及びろぞ道理する者諸君

朝大川越前族へ管領へ登貴有て評定衆月番那波刑部太輔宗願  
族面謁有て願はるる万も不倅越前御役御免下され願奉と  
有れば那波宗願族へぶく何故退役を願は侍るや不審の趣  
返答のりり大川族答て今般松葉谷浅生ヶ原町平空布は任  
居罷在候煙草屋喜ハ申のり決断違て外され者と罪人といじ  
既と御上へ言上及び御判居候外より盗賊出来り這般の裁許  
へ越前守落度ある常役御免を願ひ家禄を差上自又仕申聞仕  
らん心底の段宜く御評定下され度と願はるる那波族大  
は驚る有てまづくくやするまど熱と評議の上管領へ披露奉  
と評定衆善民部少輔倫乘二階堂左門尉政行佐々木近江守信久等

四族額と合せて小談の上管領の公聴に達せしむるに成氏卿以外  
 又驚かせ玉ひ越前守と直々膝元へ召させせらる喜八始末と御  
 聞取の上必捷斗へく唯毎事忠勤と尽く此後とも識  
 勤と相励べし載断と改耳きやうに執事へ一苦いやうどの上  
 意と美り越前守有とと兼伏一奉て御前と退と是より公克  
 覆り改まりる時又寛正五年秋八月双方召出しりる者ども  
 へ行山友之進煙草屋喜八同人妻於梅家主平兵工田湖の伊平仲  
 間七助あどる大川侯大音と行山友之進重さ公役と勢り  
 身と持る大附盗賊人違ひく罪を以喜八を定刑を行く  
 上刺へ同人妻於梅又不義乱犯及んと致せ始末不屈至極

又附二百五十俵家禄召上られ重き刑罪を行く格別の御憐  
 愍を以断罪と仰付るより依て家名断絶する次は仲間七助  
 儀其方主人と丰其上私と宿へ立飯り主人の家と立退候と  
 重々不屈する然りくとも正直と御上と偽る段神妙と  
 思召去る過料とて金子三兩仰付る次は田湖の伊平重  
 罪の科人あれども神妙と名乗出喜八を助仁心と因て格別の御  
 憐愍を以遠嶋と仰付させらる處あり次は田葉粉屋喜八同人妻  
 於梅夫婦とも以前のく無変と夫婦と成て渡世相励むる此度  
 一件は付御構あ一家主平兵工這般の厚配天晴奇持街民は希  
 有の仁心大義なりと仰有て厚く御賞答と及びる平兵工身

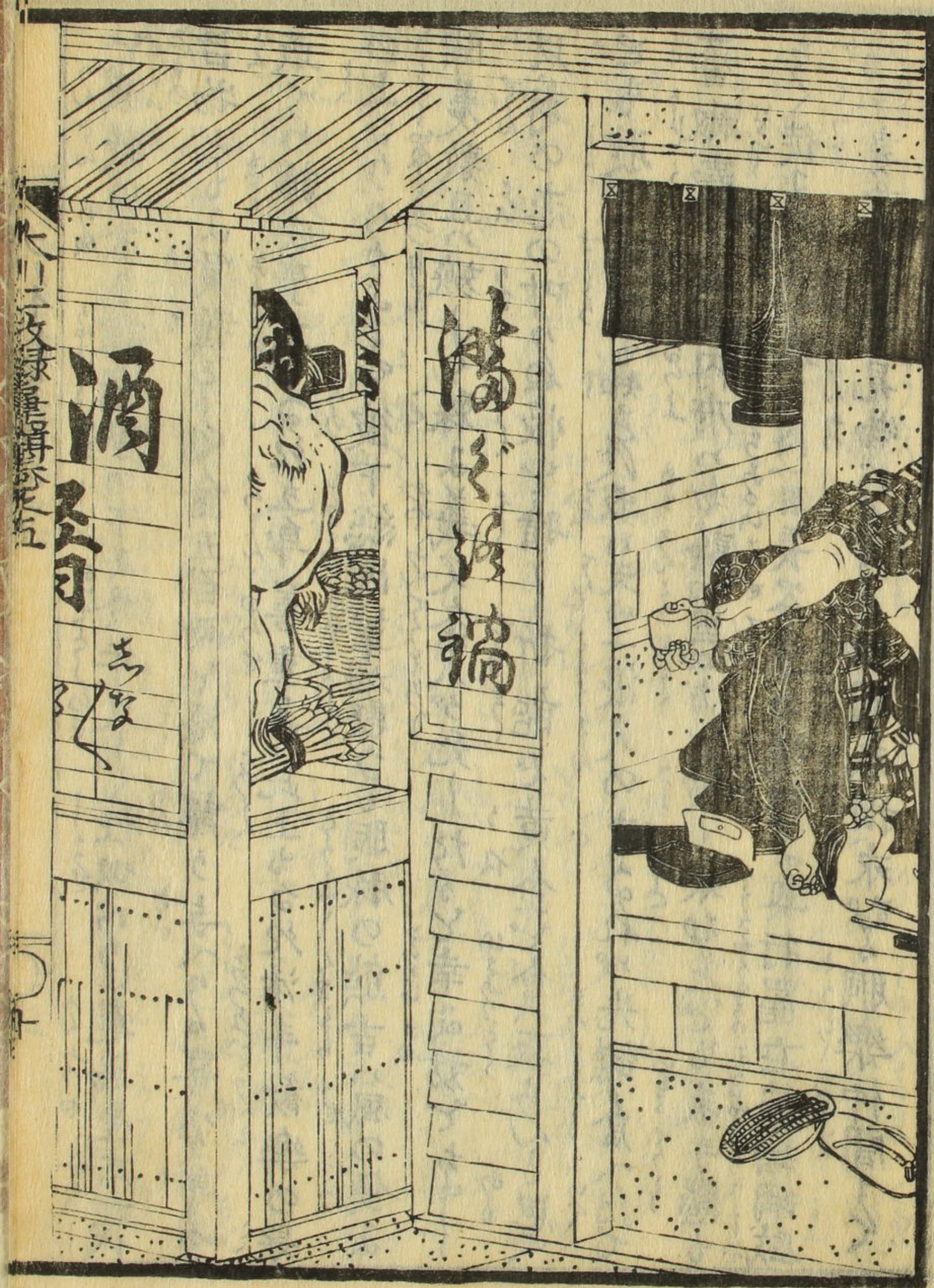
上は取て如何斗う大慶有るに更ありてこそ依て右一伴滞无  
 夏海芽出度納りける全大川越前族の仁智賢明のつく處ちうと  
 て天下平て感歎及びける叔下総の國栗橋駅なる穀物屋主門  
 一件落着き録倉と滞留有て決断を待てるが今日の落着  
 一糸と聞て滞る相涙て喜八助命を得て飯りてと一全飲  
 全家主平兵工が誠心懇情ゆへありと飲び大酒宴を催し息男  
 吉之助の勳氣と許恋々窪の遊妓司婦と五百兩にて脱身して  
 彼金物屋五郎兵工假娘とて世間晴て嫁女と迎へて誓娶を  
 取組喜八夫婦の雪の下餘湖山町の角邸宅乾物店に金五百兩を  
 添て去る遣し家主平兵工の角邸宅の地面表口興行とも

は十八間の処と沽券一札と熨斗と附て言え今より此度の謝と  
 してこれと晋上と及び叔恋々窪の幣問五八儀家職と似氣無  
 実義深く尊く世話と成し又全く助命の親なりとて父  
 吉老門より三百金遣し吉之助より五百金并衣服と目録品々  
 遣し又司婦より五八が妻と衣服ととさへ謝恩とて  
 遣しける五八は德陽報の恩沢とて俄に分限者となり仲間  
 七助の喜八夫婦より金二千兩謝恩とて惠残処あり相する  
 乃実至誠忠義の天道の冥助と叶ひ喜八は誠忠平兵工  
 が実義於梅が負心と陽研の処其嚴る哉実と陽氣の発  
 する処金石も亦透る精神とて到て何更が成るんべきと

惘脉の熊吉密夫訴証の話

寸善の尺魔とて人おのく思変成就有る嬉やと安心は及  
や否病難する死に死去の愁り又へ天災地変人より冤の  
難と受て憂へ苦く悩むる世の習俗兎角又人の善変而己  
と修し為とつども眼は見へど心も附どつもの間又埃の溜汰也  
ろろといふ道哥は亦これぞ吾知らん心も附どる処は差障  
邪魔有りて思へざるの災難患は及変する吾知らん救集  
及支禽獸虫魚を殺のるを殺生といふは非生々たる勢つろく  
咲の花を無益は毫取実生と毫取又へ花の苔と毫枝と折取  
池川あどく堀捨ると其外舌頭とめりて人と損人の氣と痛め

苦みせしめる杯是みる大殺生なり其処は来つて始めて憶さ悔め  
ども益する事あり依て紫笛上人の洞断とて魔はさぬぐの眼遣ひ  
又魅きて人を狂はさるるをふされど眼は見へぬはざるは神  
や佛は昼夜人々の善悪を見ぬる人因る戦々兢々として  
薄ら氷と履がどく深き淵は臨むがごとくとふるは假令  
一言半句を云出れば三度思惟してつべしといふが聖人の誠  
とて人知る吾実意を以先方の人の為と思へつゝこの仇敵と成  
変せよ少くは是は彼煙艸屋喜八が弱年の昔より淳直と忠  
実あるがゆへ主人の為は永々入牢と種々艱難苦勞せし功有  
て一件相済むる上主人穀物屋吉元門の喜八が忠実ありて謹行成



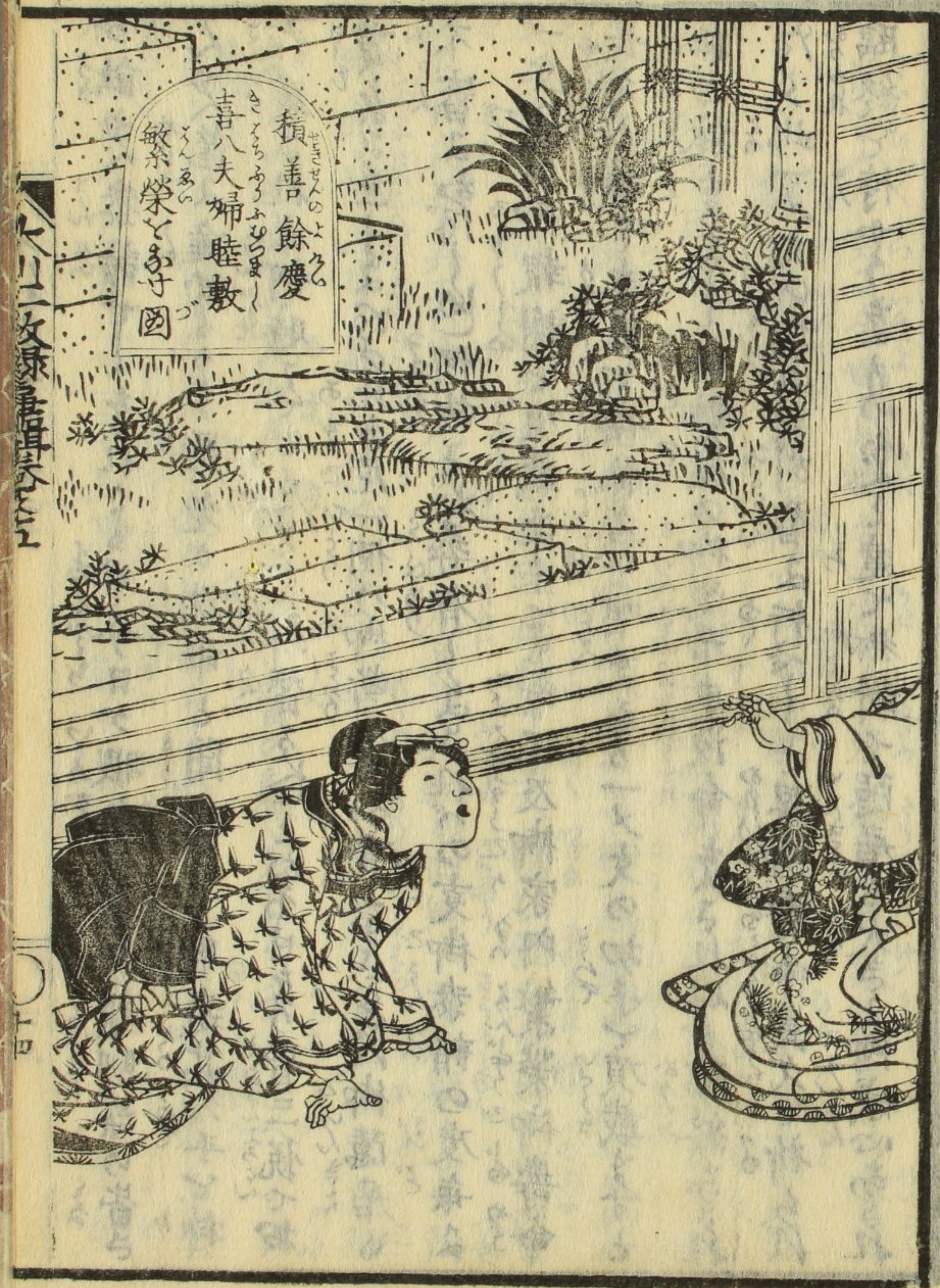
と感歎の余り鎌府雪の下は於年久く仕似たり乾物屋店在代  
 呂物とも買種とく金五百兩と添て譲り与へる喜八が身ふ  
 取て誠は廣大なる立身善重と此上なる活斗歡樂の身  
 の上よりよりと彼下総國草加駅なる胴脉の熊吉ハ風の便  
 聞羨歎且ハ嫉し殊は義父条八が死したると幸は妨とあり  
 以前の恋の叶ぬ恨と晴し折能を黄金と貪取らんと思  
 とも耽と居所も知れ我ハ天竺浪人の妻なれば先鎌倉へ出て  
 蕃椒賣と成御内府ハ勿論四里四方を披し求むととも未手懸  
 ちく徒は月日を送る内一日長谷寺の境内ハ奥行罷在淨瑠璃殿  
 場手妻やうの物と見物なりなり砌同氣相求むる胴樂仲間と

能人ハ知らざる蝙蝠の安吉と府中ハ人の忌嫌惡漢ハ出合  
 一合酒の飲合心易く成るが此者常は管領家の御家人  
 青山藍平とて彼行山友之進ハ舍弟のなりなり切子の砌養子  
 ハ貫つとて勤仕罷在て此度喜ハ一件ハ付舍兄友之進ハ斬罪と  
 家名断絶ハ及なりと無念ハ思ひ折節の処ハ彼安吉ハ一  
 合酒の飲合より心易くなりなり草加駅の熊吉ハ爵憤を聞て  
 其喜ハとつ餘湖山町といふ処ハ於角引廻りたる王家の出廓  
 の大家を其す譲受て當時ハ一廉の身上と夫婦睦まじく  
 暮し居ると聞より熊吉ハ彼安吉ハ紹介とて友之進ハ舍弟青  
 山藍平が方ハ誘つと何角咄合の上藍平ハ兄友之進ハ爵憤仇と

復つゝ為案書しく熟談の上訴状と認廳敷へ差出一訴へける  
 越前侯ハ則訴状を披見有て此喜ハとて者ハ中々あらず  
 不実横道なる儀を致者なり此義をいへ何ぞ子細のり  
 ぞれ成成べし賢察の上喜ハ召出され御糾問有る処始終  
 条ハが紹今又因ふふ々と有のをもて以對奉るゝ越前侯  
 其のりし仰聞され御理解の事ども聞ぞ勿論青山藍  
 平が漆智恵の上喜ハ夫婦を密通の刑に殺さる將大金を  
 掠取んと目論ゆ熊吉ハ越前侯の御理解ハ兼知り  
 あつゝ態と無法を以願りるがゆ喜ハと對決及ぶゆ五  
 処原來喜ハハ人の咎を身又受く火刑を行はんと思ふ程の

男ゆゑ万諸控めつゝおのづから弱く熊吉ハ平常な  
 様のいゝ馴ていゝ処突さ上青山が尻押と心強く剛情な  
 罵る殊更喜ハが方々證拠の義をい争ふととも其證券を  
 きづゆゑ双方水掛論のりつゝひて彼是黄昏にあつた越前侯  
 の双方へ退出及ぶせらと喜ハ其条ハとせんが預ある所の願主  
 熊吉が認渡る證券と持罷出遠く對決及ぶべく一仰渡れ  
 喜ハハ附添出る處の者共へ御預及ぶせられ内容熊吉が所行  
 と御聞合有る処青山藍平の相談の上と聞う一扱へと諾給る  
 大川侯明断喜ハ再難と道話  
 再説喜ハハ思懸ちる熊吉が教訴とく廳館へ召出され於梅の義





ぐ能く人泰詣せしれども早今日が暇をあらまひ顔馴染の昔さ  
 んより進むる愚老が没命と聞えり早速其切手を持  
 泰致されよ何時とも座より引替るべしとせせざる皆三悦で  
 貫きよきよの比丘尼一個の御断りてお貫あるまは御隠居も  
 不審なれば何故とお尋有るよさればの支御泰詣の度毎は  
 一文宛の御報謝と頂戴してもお不及御家内繁榮御壽命  
 長久と念ふ木魚を擲称名を唱まする一メ文の切手と頂戴すと  
 無勿躰まが伊勢屋の御隠居未没命をされぬが臨終され  
 たり此一メ文の切手と引替る行べしと思御壽命長久と祈らば  
 臨終と待やうなるの更と達て御断り隠居も大さ御感心あら

志を聞て人々実今世も稀なる方より定て當地武家方よとの零落  
 するんと評定於六がくく何でも草加駅と申すの御人と申すといふ  
 氣の付平兵工が心は點頭今日御千度の満願の悦は精進酒を二献  
 と精進屋へ誂る彼比丘尼を箱屋へまねき御氣象承り感心仕御心  
 底は似じと辞退をせず無理無躰又奥へ誘ひ酒肴を出し順逆は  
 廻らぬ内平兵工の比丘尼は向ひ承きて比丘の旧郷の草加駅と申す附  
 て御尋申上度義有外でもなく若哉有馬条八といふ俠客が御  
 ぞんどのいぢれや比丘尼に聞より不審の顔をせよと条八といへる尼  
 が亡夫ありあやう何處の何某をうや平兵工の成程御存ある  
 御元と喜八の一条此度の厄難を委細は物語る比丘尼の點頭

夫丈八い三年己前死没臨終の遺言は依て刺髪染衣の身とすつて秩  
父坂東の札所と始霊場霊社と順拜より續て鎌倉より出て喜八夫  
婦は巡合熊吉と離縁の一札と渡し置我死す跡と胴脉がいうや  
る無法我慢とて難題を懸まじきあもつてと臨終の際近  
いうさう縁うさう縁とも兩人の支と信実の我子よりも不便の一言は  
仍て昨年より御當地へ出府をうたもとも大都會のと人々々々雲を  
掴まうの尋ねりのゆ詮方々れば存付當金龍山地内修行の尼の株  
明と儲ひ得て毎日々々此処又出て往還の人目と付て尋居るを  
懷中の守衣の内より熊吉が一札と取出し誠と觀世音の御利益は  
て由縁の人と巡會手渡さうと實は重荷のありたるやうにありひま

すと平兵工の前は差置やと嬉しや外は御當地は用度いより夫婦の者  
より傳へぬと即刻より直に西國四國と始諸國の霊場と巡亡夫の  
菩提我身の後生の安養を願うと暇乞とせや三箇の人々大々驚  
それへ余り火急より先一度へと無理は誘引をし餘湖山町喜八が宅へ  
伴ひ飯り夫婦は条八が、寡婦尼と同道となりたりとわたり夫婦は  
再生の恩人の妻とれば飛立斗は歡久々の對面より平兵工より条八  
か慈愛於結尼が義心と聞夫婦は右難涙はむせびくるやうに喜八  
か主人の為は長々入牢の難境より条八様は御死去も知らぬ悔もせご  
る無沙汰と侘け其日暮る夜もさう越方の話とより於結尼は  
未明は夫婦が引揃ると賑切願の通廻國は出立よりはなる極喜

八ハ彼離縁一札と持参し、應館へ出て糸八寡婦於結より不  
 思議にも受取り、委細と言上、又及々大川侯逐一聞し、  
 即刻熊吉を召出され、己の筆にて認置なぐ、糸八が死去と幸に  
 刺人の添智恵と以教訴し、及々糸八不届と有て入牢、又あまび  
 後段々御聞合、又及々、處處悪吏の赴種々聞合、宜しからば  
 断罪、又行い、青山藍平舎兄友之進の一件と遺恨、又舎卑夫下郎  
 たり、熊吉如き者と加膽、我武道より、よりき比憶未熟の聞へり、  
 以家禄を召放され、長の御暇と成て浪士となり、乃て道理より、  
 賢明仁智の越前侯の公、更載許仰ぐべし、敬だ。

附言云喜八の慈母先歿於染妹於菊の更話第一回

連盡し其顛末を演ずる、省官難ざる、然雖慈母々喜八の喜三郎  
 鎌倉へ奉公し出、后三年と經て暴死寸歿、於染も妊娠、  
 一産後の悩まし身没されども、本編又記の因糸八を  
 以頭さず、妹於菊又附一糸八の話を嗣輯又出ス

近世美談 大川仁政録第二輯 五冊 引讀賣出 松亭主人著 歌川芳梅画

此編者録倉長谷小路津和街松ヶ枝屋五郎兵衛工関口流の剣道柔術に勝まゝ却て身の仇とちりて千摩田堂元工門の嫉を請冤罪の囚人となり既又死刑もちりて二河白道一心太助が旧恩を報せんと大川疾へ密訴又及より奸士の悪謀露頭は五良兵衛が子孫市幼年單騎あて真劍を以千摩田幸峰牛田等の三個と立合とまゝ終又三士と討取名と主祝と改管領成氏公は脱逃なりなてやめるの更跡且五良兵衛同姓三九工門夫婦と家督の論を記録所は於對決賢君の明察よく黑白分明は公の悪人に加膽の有司等とれくは御仕置は相成一作と著

繡像復讐山石見英雄録 全部 五十冊

南海 五澤主人 編輯 浪花 一葉斎秋川芳梅画

初編 系師人作 二編 玉澤主人詞書 三編 泉陽子嗣著 第四輯以下作者一家永録天正の頃流石名嶋の勇士岩見重太郎橋樑李が生さより武者修然せし世の武功大蛇の害を除き老親の嫉を修め勇威を振る後子天の橋をひき廣成洲大川ホ三人の大敵を撃て父兄の怨恨を晴し終小室町驛の奉仕に任じ給ふ玉澤正は後世に名を同じふ言登聲高き良邪藩婦岩瀬孝女新月ホミヤ給ふ玉澤正は後世に名を同じふ言登聲高き良邪藩婦岩瀬孝女新月ホミヤ

浪花書肆 前川善兵衛藏 南久寶寺町心齋橋小五入

